

熊本商業高等学校
いじめ防止基本方針
(改訂版)

平成28年3月

熊本県立熊本商業高等学校

目 次

はじめに	1
1 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方	2
（1）いじめの防止	2
（2）いじめの早期発見	2
（3）いじめへの対処	3
（4）家庭や地域との連携について	3
（5）関係機関との連携について	3
2 いじめの定義	4
3 いじめ防止等の対策のための組織及び役割	4
（1）学年連絡会	4
（2）いじめ問題対策委員会	4
（3）いじめ防止対策委員会	4
（4）教育相談部	4
4 年間計画	4
（1）年間の取組についての検証を行う時期	4
（2）取組の評価、会議、校内研修会等の実施時期	5
（3）いじめの未然防止、早期発見の取組と実施時期	6
5 いじめに対する措置	11
（1）基本的な考え方	11
（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応	11
（3）いじめられた生徒又はその保護者への支援	11
（4）いじめた生徒への指導又はその保護者への助言	12
（5）いじめが起きた集団への働きかけ	12
（6）ネット上のいじめへの対応	12
6 重大事態への対処	13
（1）重大事態の発生と調査	13
（2）調査結果の提供及び報告	16

はじめに

いじめは、どのような場合でも決して許される行為ではありません。いじめられている生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている生徒にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

いじめを防止するためには、教職員全員が生徒のいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、生徒自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

そこで、本校は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学省大臣決定。以下「国の基本方針」という。）、本県の「熊本県いじめ防止基本方針（改訂版）」（平成28年2月9日。以下、「本県の基本方針」という）を踏まえ、本校が家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものであり、いじめの防止等の取組を学校全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての生徒の健全育成及びいじめのない子供社会の実現を方針の柱とします。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

(1) いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうることから、学校教育のみならず教育に関わるすべての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。根本的ないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、すべての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが必要である。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

併せて、学校の教育活動を通じて、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの意味を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことやすべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活をつくりあげることにも未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめの問題に取り組むことの重要性について、県民全体の認識を深め、家庭、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進することが必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。また、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。したがって、わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、子どもたちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事実を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また、個々の事案に応じて、家庭や県教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能にする体制の整備が必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は、すべての生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

(4) 家庭や地域との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が欠かせない。そのためには、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校評議員制度や学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について、家庭、地域と連携した対策を推進することが期待される。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合でも、その結果を生徒や保護者、地域住民向けに公表し検証を仰ぐことも必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応については、学校において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが求められる。

そのうえで、学校等警察連絡協議会等において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施に当たっては必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、あるいは、地方法務局等、学校以外の相談窓口があることを生徒へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

2 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点等については「国の基本方針」及び「本県の基本方針」を参照

3 いじめの防止等の対策のための組織及び役割

(1) 学年連絡会

管理職、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事、各学年主任、商業科主任、企画情報部長、カウンセラー、養護教諭で構成される学年連絡会を毎週開催し、生徒の日々の生活における動向等の情報を共有し、いじめの防止等について取り組む。

(2) いじめ問題対策委員会

いじめの防止等に関する連携強化を図るため、管理職、生徒指導主事、各学年主任、人権教育主任、カウンセラーにより構成される、「いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等について取り組む。

(3) いじめ防止対策委員会

法第22条に基づき、いじめ問題対策委員会との円滑な連携の下に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

この委員会は、管理職、生徒指導主事、人権教育主任、各学年主任、人権同和教育推進委員会の学年代表、カウンセラー、養護教諭、生徒会顧問、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者で構成し、各学期毎（7月、11月、3月）に開催する。

(4) 教育相談部

いじめを受けた者にとって、最初はその行為がいじめとわからなかったり、いじめとわかっているにもかかわらず仲間はずれになるのが怖い、誰かに相談したことはいじめが増える、親や先生に心配をかけたくないなど、相談することへの不安から思い切って誰にも相談できないことがある。

相談者の思いを真剣に聞き取ること、内容を秘密にすることなど、生徒の視点に立って、生徒たち同士、保護者、学校職員がいつでも気軽に相談できる体制として、常設の分掌「教育相談部」を創設する。

4 年間計画

(1) 年間の取組についての検証を行う時期

ア 毎週開催する学年連絡会の月末の会において、当該月の取組について検証を行う。

イ 各学期に開催を予定する、いじめ防止対策委員会において、学年連絡会、いじめ問題対策委員会で取り組んだ内容等の検証を行う。

(2) 取組の評価、会議、校内研修会等の実施時期

ア いじめの防止や早期発見、いじめへの対処、また、家庭や地域、関係機関との連携が図れているかどうかについて評価を行う。

イ いじめの防止等の対策が全職員で図れているかどうかについて、各学期末に職員会議を設定する。また、5月、9月に実施している特別に配慮を要する職員研修において、いじめ防止等に取り組むためのスキルを向上させる。

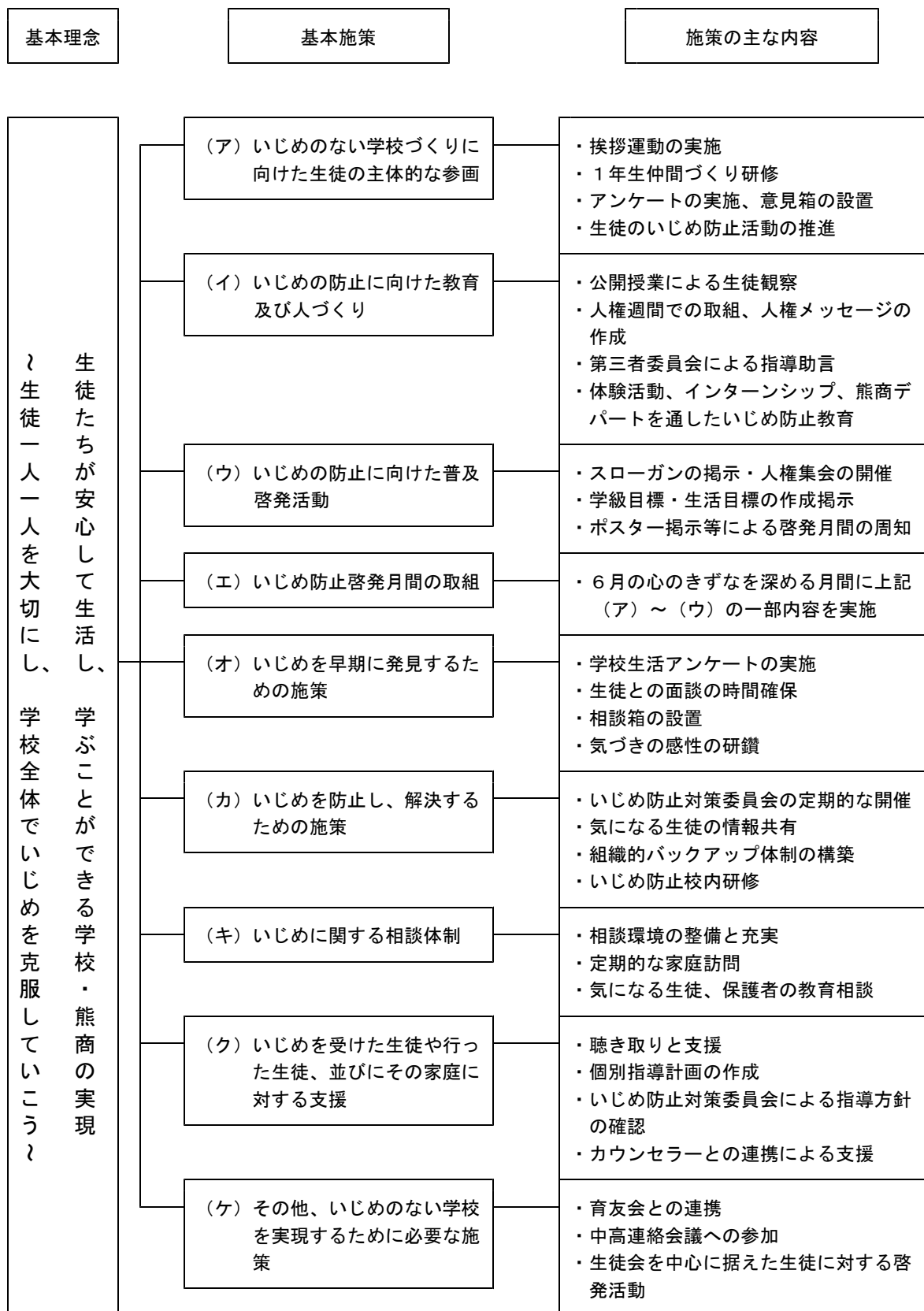
(表) いじめ防止対策年間計画

□ (教職員の活動) ○ (生徒の活動) ◇ (保護者の活動)

学期	月	取り組み内容
1 学 期	4月	□ 指導方針、指導計画の策定と共通理解【いじめ防止対策委員会・職員会議】 □○ LHR (人間関係づくり、学級のルール作り) 【始業式・学級活動】
	5月	□◇ 保護者へ「いじめ防止対策」に向けた取組説明及び啓発【育友会総会】 ◇ 保護者へのいじめ早期発見アンケートの実施【育友会総会学級懇談会】 □ 配慮を要する生徒の報告 (情報共有) 【職員研修】
	6月	(心のきずなを深める月間) □◇ 教育相談の実施、いじめ調査の実施と活用 【学級活動】 □○ 人権教育に関する講話・講演会 【学級活動】 □ いじめ問題対策委員会 ○ 心のきずなを深める標語の作成 【学級活動】
	7月	□○ 学年による1学期の振り返り 【学年活動】 □ いじめ防止対策委員会 ○ 生徒会「心のきずなを深める」啓発運動 (人権集会等)【生徒会活動】
2 学 期	8月	□ 人権教育等に関する研修会への参加 【夏季研修会等】
	9月	□ 夏休み明け生徒の様子把握 【学級活動】 □○ いじめアンケート・相談 【生徒会活動】 □ 2学期の生徒指導に関する共通理解・情報共有及び配慮を要する生徒の報告 (情報共有) 【職員研修】
	10月	○ 生徒会によるいじめ防止啓発運動 【生徒会活動】
	11月	□◇ 「心のきずなを深める」取組に関する調査の実施と活用 【学級活動】 □ いじめ問題対策委員会 □ いじめ防止対策委員会
	12月	□○ 学校行事 (熊商デパート) を通じた人間関係づくり 【学級活動】 □○ 学年による2学期の振り返り 【学年活動】 □○ 人権集会におけるいじめ防止への取組 【生徒会活動】
3 学 期	1月	□ 冬休み明け生徒の様子把握 【学級活動】
	2月	□○ 学年による1年間の振り返り 【学年活動】
	3月	□ いじめ問題対策委員会 (進級する学年への引き継ぎ資料の作成) □ いじめ防止対策委員会 (指導計画の点検と申し送り)

(3) いじめの未然防止、早期発見の取組と実施時期

ア 施策体系



イ 取組の内容及び実施時期

(ア) いじめのない学校づくりに向けた生徒の主体的な参画

生徒たちは、もともと、自分たちの問題を自分たちで解決していく力を持っています。

今以上に、自分たちで問題解決する力を伸ばし、生徒たち自身が話し合い、意見を出し合った中で自分たちが学ぶ学校からいじめをなくすために、生徒の主体的な参画を進めていきます。

- a 1年生仲間づくり研修（4月）
- b 挨拶運動による人間関係づくり（年間）
- c 縦割り活動（部活動等）による低学年の見守り（年間）
- d 生徒会主体による人権集会の開催（7月）
- e 生徒会主体によるいじめアンケートの実施と相談（9月）
- f 生徒会主体によるいじめに関する相談箱の設置と相談（年間）
- g 生徒会主体による「いじめをなくす」ための校内放送（年間）
- h 人権子ども集会への積極的参加（10月）

(イ) いじめの防止に向けた教育及び人づくり

いじめ防止に向けて、「いじめは絶対許されないこと」や、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを人権・道徳教育を通じて生徒たちに伝える必要があります。

また、私たち大人もいじめについて学び研鑽し、正しい知識を生徒たちに教えることでいじめを克服することができる人づくりを推進します。

- a すべての授業をとおした人権・道徳教育の実施（年間）
- b 学校内心のきずなを深める月間による教育強化（6月）
- c 縦割り活動（部活動）や中高連携活動による「思いやり」教育の実施（年間）
- d 体育大会・文化祭・クラスマッチ・インターンシップなど学校行事をとおした人間関係づくり（5月、7月、10月、3月）
- e 体験的学習の場である熊商デパートへの取組をとおした、いじめ防止に向けた教育活動及び人づくり（6月～12月）
- f 人権メッセージ作成をとおした、いじめ防止への取組（8月）
- g 人権週間におけるいじめ防止への取組（12月）
- h スクールカウンセラーによる教員や生徒への教育支援（年間）
- i 教育相談部の計画立案によるストレス対処教育の実施（各学期）

(ウ) いじめの防止に向けた普及啓発活動

いじめ防止に向けて取組を始めていますが、この取組について生徒や保護者の方々を含め周知啓発を図りながら、それぞれの立場が責務や役割を自覚していじめ防止に取り組む必要があります。

このことから、いじめ防止に係る普及啓発活動をとおして、いじめ防止の取組を学校全体に広げていきます。

- a 育友会執行部を中心とした、保護者との連携によるあいさつ運動の実施（7月、9月、10月）
- b いじめ防止に向けた標語、スローガンの作成と掲示（6月）
- c 生徒集会での「いじめゼロ宣言」などのいじめ防止方針の発表（7月）
- d 校内放送を活用したいじめ防止に向けた啓発活動（年間）
- e ホームページでのいじめ防止取組状況の発信（年間）
- f 育友会と連携したいじめ防止啓発活動（年間）
- g 「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」の活用（年間）

（エ）いじめ防止啓発月間の取組

いじめ防止に向けて、毎年6月を「心のきずなを深める月間」と定め、いじめから生徒を守り、学校全体でいじめの防止に関する取組を推進します。特に学校を中心としたいじめ防止の趣旨にふさわしい広報活動とともに、人権・道徳教育の実施と生徒が主体となったいじめ防止に向けた活動の支援や指導を行っていきます。

- a いじめ防止に向けた標語、スローガンの作成と掲示
- b 生徒会での「いじめゼロ宣言」などのいじめ防止方針の発表
- c 心のきずなを深める月間をいじめ防止月間として設定し教育強化を図る
- d 公開授業による見守り
- e 担任による個人面談の実施
- f スクールカウンセラーにおける教員や生徒への教育支援
- g 人権擁護関係機関との連携

（オ）いじめを早期に発見するための施策

いじめは、生徒たちの心も体も傷つけ、人間としての大切な権利を奪う行為であり決して許される行為ではありません。これらの行為は目に見えにくく、周りの人にも気づかれないまま深刻なケースになる場合があります。「いたづら」や「からかい」、また、いじめと認識しないまま行っている行為が生徒の心を深く傷つけ、人間の尊厳を奪うことにもなりかねないことから、深刻なケースになる前に、早期にいじめやいじめの疑いを発見することが必要です。

- a 学校生活を振り返ってのアンケートの実施（5月）
- b 登校、休み時間、昼休み、掃除中及び放課後の校内巡視による生徒の見守り活動の実施（年間）
- c 教員研修による教師一人ひとりのいじめに対する意識の向上（5月、9月）
- d 面談週間の設定とアンケートの実施による発見活動の強化（4月、5月、11月）
- e 生徒の変化をとらえるための複数教員による観察と見守り活動の推進（年間）
- f 気づきの感性の校内研修（5月、9月）と各校務分掌の連携強化
- g 「学年連絡会」「いじめ問題対策委員会」における情報共有（年間）

(カ) いじめを防止し、解決するための施策

いじめは突然起こるものではなく、生徒たちの人間関係の中での考え方の違いなど、小さな不安や不満が理由となり、遊びからいじめに発展することがあります。

生徒たちの表情や様子を見極め、生徒たちとの信頼関係の構築などいじめ防止に努める一方で、万一いじめが起こった場合には、学校と関係機関、教師と関係者が連携を密にし、迅速かつ丁寧にいじめの解決に向けた取組を進めます。

- a 「いじめ防止対策委員会」の設置と定期的な開催（年間）
- b いじめ事案ごとの検討会の開催と解決方策の策定（年間）
- c いじめ被害に遭うおそれのある生徒に関する情報の集約と共有化（年間）
- d 教員の人権感覚を磨く取り組みと能力向上を図るための研修会の実施（5月、9月）
- e 担任・学年に対する組織的バックアップ体制の構築（年間）
- f 複数教員による組織的且つ事後継続による保護者及び生徒への対応
- g 「いじめ防止対策委員会」と「教育相談部」・「生徒指導部」・「保健部」・「人権同和教育推進委員会」の連携強化（年間）
- h 本校いじめ防止基本方針の策定と見直し
- i スクールカウンセラーによる教育相談に関する教職員の研修（7月、1月）

(キ) いじめに関する相談体制

いじめを受けた者にとって、最初はその行為がいじめとわからなかったり、いじめとわかっているにもかかわらず仲間はずれになるのが怖い、誰かに相談したことでいじめが増える、親や先生に心配をかけたくないなど、相談することへの不安から思い切って誰にも相談できないことがあります。

相談者の思いを真剣に聞き取ること、内容を秘密にすることなど、生徒の視点に立って、生徒たち同士、保護者、学校職員がいつでも相談できる体制をつくります。また、平成28年度から新たに「教育相談部」を設置します。学校の相談窓口は、教育相談部（部長・副部長）としますが、生徒指導主事、カウンセラー、人権教育主任、養護教諭と連携することによって、全職員が気軽に相談を受けられる体制をつくります。

- a 教育相談の整備と充実（年間）
- b アンケートに基づく積極的な相談活動の実施（5月～7月）
- c 定期的な家庭訪問の実施による相談機会の確保（年間）
- d 一人ひとりから教育相談を受けるための体制の整備（年間）
- e 担任・学年に対する組織的バックアップ体制の確立（年間）
- f スクールカウンセラーによる直接相談（年間）
- g 「いじめ防止対策委員会」の委員による援助（年間）
- h 本校学校いじめ防止基本方針の策定と見直し（年間）
- i 縦割り活動をとおした見守り相談（年間）

(ク) いじめを受けた生徒や行った生徒、並びにその家庭に対する支援

いじめの事案が起こると、そこには必ずいじめられた（受けた）者といじめ

た（行った）者の関係が生じます。いじめを受けたものの心身のケアはもちろんのこと、いじめを行った者に対しても、いじめが犯罪につながることや、絶対にしてはいけないことを指導していかななくてはなりません。また、それぞれの家庭に対する支援とともに、保護者にも生徒たちへの支援や指導内容について理解をいただくことも必要です。

生徒たちが健やかに成長し、安心して学校生活を送れるようにし、各部署と連携を図りながら、関係者の支援を行っていきます。

- a 事案を把握した時点での加害、被害生徒に対する聞き取りと支援の実施
- b 加害生徒及び被害生徒に対する個別指導支援計画の作成
- c 「いじめ問題対策委員会」の早期開催と、加害生徒、被害生徒及び保護者に対する支援実施
- d 児童相談所及び警察等の関係機関との連携による個別事案への対応強化
- e 「いじめ問題対策委員会」とスクールカウンセラーの連携による生徒と保護者への支援
- f 「いじめ防止対策委員会」による担任・学年への支援
- g 課題を持つ生徒との個別対応の時間確保

(ケ) その他、いじめのない学校を実現するために必要な施策

生徒たちが健やかに成長し、安心して学校生活を送れるように、その他の施策として、下記のようないじめのない学校を実現するための施策も行っています。

- a 育友会との連携
- b 青少年育成会議が開催する「地域見守り」への参加
- c 市生活指導連携の中高連絡会への参加と情報共有
- d 長期休業中の街頭パトロールの実施
- e 関係機関との連携協力会議の開催

(コ) 「命を大切にする」心を育む指導プログラム

校長のリーダーシップのもと、全ての教育活動において、生徒自身が自他の生命を尊重し、命の大切さを常に意識した判断や行動ができる生徒をさらに育成する。そのために、「命を大切にする」心を育む指導プログラムを組織的に行う。

- a 保健の授業における命を大切にする心の育成（年間）
- b 家庭の授業における命を大切にする心の育成（年間）
- c 情報系の授業における情報モラルの育成（年間）
- d 黙学の時間（HR）を活用した取組（年間）
- e 薬物乱用、性教育、人権教育等、DV未然防止教育等の講話の実施（6月、9月、10月、11月、12月、1月）
- f 「命を大切にする」心を育む特別講演会の実施（2学期）
- g 自己実現を図るための職業選択について考える進路LHRの実施（3学期）

5 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織で対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長を主眼に置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校内に設置している「いじめ問題対策委員会」で直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って県教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

学校や県教育委員会が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果が上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所管警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよ

う、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、スクールカウンセラーの協力を得る。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることもある。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるのではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を得て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことが大切である。そのためにも、すべての生徒が、集団の一員として、互を尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、県教育委員会の指導を仰ぎ、直ちに削除する措置をとる。また、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産

に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、県教育委員会の指導を仰ぎ、ネット上のトラブルの早期発見に努める。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、授業等を活用した情報モラル教育を進めるとともに、保護者の責任において指導監督を行うよう啓発する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味

学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、速やかに、県教育委員会又は本校に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- ・ いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

イ 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて知事へ、事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。

ウ 重大事態の調査及び発生した場合の対応

学校は、事実関係を明確にするため、重大事態に至る要因となったいじめ行為等について客観的な事実関係を調査する。また、重大事態が発生した場合、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

エ 調査を行うための組織について

学校は、「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えた「学校調査委員会」を組織する。

「学校調査委員会」の調査は、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

(ア) 事案の大まかな事実関係の把握等のため、「学校調査委員会」による調査を行う前に、必要に応じて「いじめ防止対策委員会」により関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。

(イ) 「学校調査委員会」に必要な応じて専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家

- 等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。
- (ウ) いじめを受けた疑いのある生徒本人から聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
 - (エ) 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
 - (オ) 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
 - (カ) 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
 - (キ) 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどについて、その事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを指している。

(ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、当該生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先する（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させる。

いじめられた生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行うことが必要である。

(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議のうえ、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

なお、生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持し、かつ、遺族の気持ちに十分配慮しなければならない。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなるため、その方法等については、「子ども

もの自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成26年1月。児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

（留意事項）

- ・ 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 命を失った生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、県教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・ 詳しい調査を行うに当たり、県教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意のうえ行う。
- ・ 「学校調査委員会」については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・ 背景調査においては、その後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、生徒の尊厳の保持や、連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意をし、WHO（世界保健機関）による報道への提言を参考にする。

(2) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

イ 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。